

いしかわ

まちづくりView

No.5

目次

特集「中心市街地活性化」.....	1・2・3
あのまちこのまち“まちづくりめぐり”	
下水汚泥巡回処理システムの構築.....	...4
新しいバス交通施策.....	5
まちづくりの動き	
環境影響評価法の施行について.....	6・7
センターだより	8

財団法人いしかわまちづくりセンター

特

集

中心市街地活性化

1. 中心市街地活性化の必要性

1) 中心市街地の現状

中心市街地は、古くから商業、業務など様々な機能が集まり、人々の生活や娯楽、交流の場となり、また、長い歴史の中で独自の文化や伝統を育むなど、その街の活力を生み、個性を代表する「顔」とも言うべき場所です。

しかし近年多くの都市で、モータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口の減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退、空洞化という問題が深刻化しています。

〔中心市街地の現状〕

人通りの減少と商業活力の低下



雑然とした街並み



駐車場・アクセス道路の不備



(まちづくり月間 案内パンフレットより)

2. 石川県の街路事業における取り組み

1) 事業の紹介

当県では、中心市街地活性化の起爆剤とするため、街路整備に合わせて沿道の街並みを一体的に整備することにより、沿道商店街の賑わいの創出を図る目的で、県内8市を対象とし「都市ルネッサンス石川・都心軸整備事業」を、同じく18町を対象として「街なか再生・目抜き通り整備事業」を実施しています。

事業の特徴

本県独自の施策であり、街路整備と同時に地域住民が主体となって街づくりを進め、中心市街地の活性化を図る地域固有の文化や商業、観光資源を生かした、個性ある賑わい空間の創出を目指す
 地域住民は「まちづくり協議会」を設置し構想段階から事業に参画する
 協議会は街づくりの基本方針や計画を策定し、街づくり事業を推進する
 県は、市町の協力を得ながら、協議会に情報提供や各種支援を行い、沿道の街並みと一体となった、特色ある街路の整備を行う

2) 現在の状況

都市計画区域を持つ県内8市18町のうち、現在6市4町において、それぞれの地域の特徴を生かし、街づくりと一体となった街路整備事業を行い、中心市街地の活性化を支援しています。

3. 事業事例の紹介

1) 都市ルネッサンス石川・都心軸整備事業

金沢市 鳴和三日市線（元車交差点～御影大橋）

御影大橋及び元車交差点の慢性的な渋滞を解消するため、御影大橋の架け替えと交差点改良を行い、これに合わせて、地ビールレストランと一体となっ



御影大橋の完成模型

た街づくりを行うことにより、金沢市の中心部から武家屋敷、犀川緑地、市民芸術村への回遊性の向上と賑わいの再生を図ります。

加賀市 山代粟津線（山代温泉東口バスターミナル跡）

温泉街の活性化を図るため、山代温泉の東の玄関口にあたる旧北鉄バスターミナル跡地を活用し、街路事業にあわせて、地元が設置する核施設と連携した交通広場の整備を行い、温泉街の玄関口にふさわしい公共空間を創出します。



核施設のイメージ図

輪島市 河井町横地線（輪島駅前～国道249号）

輪島駅と朝市通りを結ぶ河井町横地線を活性化軸と位置づけ、賑わいの再生と市街地の活性化を図るため、地元協議会が策定した「輪風まちづくり協定」に基づいた輪島風の街づくりを行い、街並みの形成と沿道商店街の活性化を図ります。

既に9店舗が完成し、新しい街並みを形成しており、現在も4店舗が建設中です。



「輪風まちづくり」のイメージ図

小松市 小松駅前線

小松駅付近連続立体交差事業に合わせた駅周辺整備の一環として、計画中の駅前文化施設とも連携し、

新ＪＲ小松駅を勸進帳・お旅祭りの舞台と見立て、それに続くレンガ通りを花道として整備することにより、小松市の顔としての街づくりを行い、駅前商店街の活性化を図ります。



駅前商店街の整備イメージ図

珠洲市 市役所通り線（珠洲市役所～飯田港）



春日通りの整備イメージ図

飯田港と春日神社を結ぶ市役所通り線を、新たな市街地活性化軸と位置づけ、地元委員会が策定した活性化軸「春日通り」整備基本計画に基づき、伝統と賑わいのある街並みの形成と、新たな交流を演出する祭り空間の創出を図ります。

七尾市 府中七尾駅線（檜物町～府中緑地）

七尾市の中心市街地でも空洞化が進み、周辺地域からの吸引力も低下しており、能登の中核都市にふさわしい街づくりを進めていくためには、拠点性の高い都市機能を中心市街地に集積させていくことが不可欠です。

そこで、七尾駅と七尾港を結ぶ府中七尾駅線をシンボルロードとして位置づけ、平行して流れる御祓川の修景整備を含めて、街並みと一体的に整備することにより、拠点性の高い都心軸空間の形成を図ります。

平成10年に地区計画が決定され、「明るい和風の港町」をテーマとした和風と擬洋風の街並みを形成する

ために、建物の高さ、形態、色彩等について一定の制限が設けられました。

現在は、街路拡幅のための用地補償を進めており、地区計画に沿った建物が建ちつつあります。



シンボルロード及び街並みの整備イメージ図

2) 街なか再生・目抜き通り整備事業
山中町 温泉中央南線



温泉街メイン通り「ゆげ街道」の整備イメージ図(山中町)

山中町他、以下の3町においても同様に、街路整備に合わせて、地元のまちづくり協議会が主体となって街づくりと中心市街地の活性化を進めています。

- 野々市町 窪野々市線
- 富来町 地頭町線
- 能都町 新町通り線

4. 今後の進め方

沿道整備と一体となった街路事業は、あくまでも中心市街地活性化の起爆剤となるもので、活性化の実現には地元住民の熱意や創意工夫が必要である。

今後も、地元熟度が高まった箇所から各市町一箇所の範囲で当事業を実施し、中心市街地の活性化に寄与したい。

七尾鹿島地区広域汚泥処理計画

～下水汚泥巡回処理システムの構築「車載式高効率汚泥乾燥設備」～

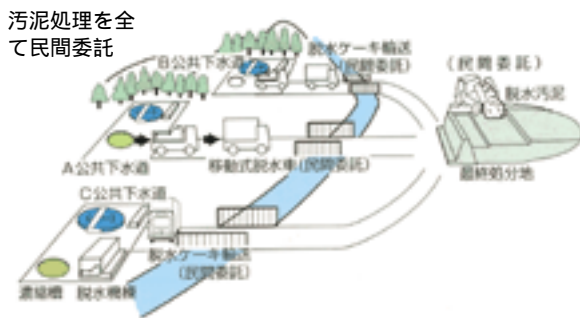
下水汚泥の処理処分は、埋立地の確保や処分費の増大が大きな課題となっています。

特に能登地区では、小規模な処理場が点在し、最終処分場もないため、広域化・共同化を行い処理コストの縮減および有効利用の推進を図る必要があります。

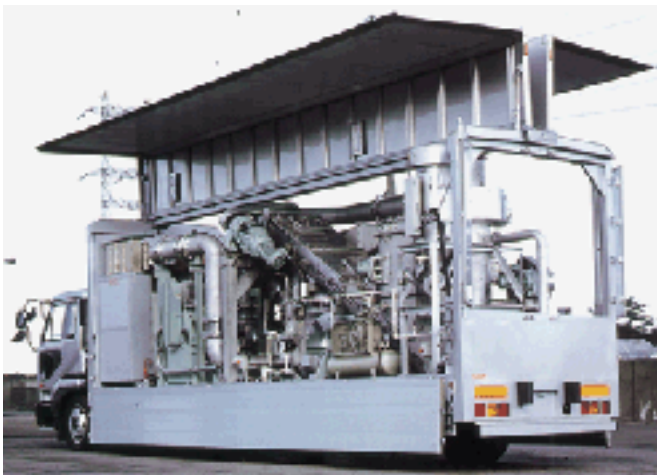
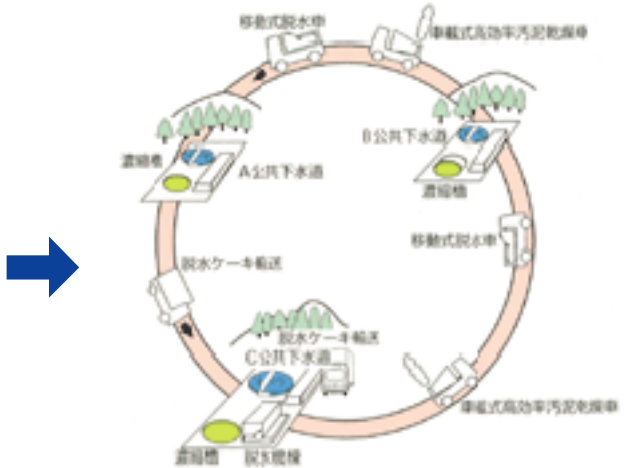
ます。

このため、平成9年度より、全国に先駆けて「建設コストの低減化」、「環境にやさしい処理技術」、「熱エネルギーの効率化」を目的に移動型の高効率汚泥乾燥設備の研究開発を行っています。

一般型



車載式高効率汚泥乾燥設備



車載式高効率汚泥乾燥車

仕様

- ・車体規模
トラック形式とし、車両総重量25t以下、幅2.35、全長約11m、高さ3.5mで公道走行可能
- ・汚泥処理能力
脱水汚泥(含水率85%)400kg/hrを、乾燥汚泥(含水率20%)75kg/hrに乾燥処理可能
- ・発電能力
ガスタービン発電機(75kva)で60kwの動力をえる

概算事業費

2億7千万円

事業の特徴

1.巡回処理システム

一台で複数の小規模処理場を巡回し、汚泥の処理を行うため、初期投資額の低減化が図られます

2.高効率のシステム構築

ガスタービン発電機による電力の自給と排熱を利用して汚泥乾燥を行うため総合エネルギー効率は、80%と想定され、熱エネルギーの効率化と排気ガスの大気汚染防止を図られます

3.設備のコンパクト化および低コスト化

移動型の施設を計画することから、設備のコンパクト化を図り又乾燥技術の導入による低コスト化(7,000円/t)が図られます

4.乾燥汚泥の多目的有効利用の可能性を図る

汚泥に活性炭を添加し造粒乾燥を行うことから特殊肥料・土壌改良材及び固形燃料の利用が図られます

～新しいバス交通施策～

コミュニティバス

コミュニティバスとは、地域生活圏を循環し、交通不便地域において、高齢者・交通弱者の方々はもとより市民の誰もが手軽に利用できる、生活の「足」となるバスの総称です。定期バス路線は走らず、比較的狭い道を走るため、車両は小型バスが主流です。停留場は、主に駅、役場、病院、図書館など公共施設や観光名所等に設けられ、市民に好評を得ています。料金は、ワンコイン(100円)と安く設定される場合が多く、県内では、金沢市、七尾市、小松市、松任市で導入されています。

金沢市 : ふらっとバス
 運行開始 : 平成11年3月28日
 ルート : 中心部の武蔵ヶ辻や近江町市場と住宅地を結ぶ
 車両の特徴 : クセニッツ社製(オーストリア)の小型ノンステップバス(国内初)



此花ルート



また金沢市では、現在、此花ルートが運行していますが、今年度、別ルートとして菊川ルートの導入を計画しています。

七尾市 : まりん号
 運行開始 : 平成10年7月16日
 ルート : 七尾市街地と近郊の観光名所を結ぶ
 車両の特徴 : 乗降口のステップが外に伸びる構造



賑わいサンデーバス

小松市では、既存のコミュニティバスと併せて、毎月第2日曜日に市内の全バス路線を無料にする賑わいサンデーバスを、今年の6月13日に運行しました。このバスはマイカー利用の増大によるバス離れに歯止めをかけ、中心商店街の活性化を図る目的です。路線バスの無料化は、岩手県釜石市、愛知県蒲郡市に次いで全国3番目です。

小松市 : 賑わいサンデーバス
 運行開始 : 平成11年6月13日
 ルート : 市内全域



6月13日 テープカット式(サンプラザ中央通りにて)

(まちづくりセンター)

環境影響評価法の施行について

1.はじめに

本年6月12日に環境影響評価法（環境アセスメント法）が施行になりました。「なんやそれは?」「うちの町とは関係ないことや」とお思いの方も多いと思いますが、そうおっしゃらずに、少しだけお付き合い願います。

「環境アセスメント」と言う言葉自体は、皆さんも耳にしたことがあると思います。これは、いろいろな事業（道路、土地区画整理等）を実施する際に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて事前に調査、予測、評価を行い、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度です。

2.閣議アセスと今回の法制化

「今までも環境アセスメントの制度があったやないか。何で今ごろ法律ができたんや?」

その通りで、従来も一定規模以上の事業については、環境アセスメントが行われてきました。しかし、これは昭和59年の「環境影響評価の実施について」という閣議決定に基づき、「行政指導」の形で実施されてきたもの（閣議アセス）で、拘束力の面などで課題のあるものでした。

そこで、事業者、地方公共団体、住民等の間で明確なルールを作り、事業者が環境アセスメントの義務づけを行うために、今回、法制化が行われたわけです。

3.環境アセスメントの対象事業

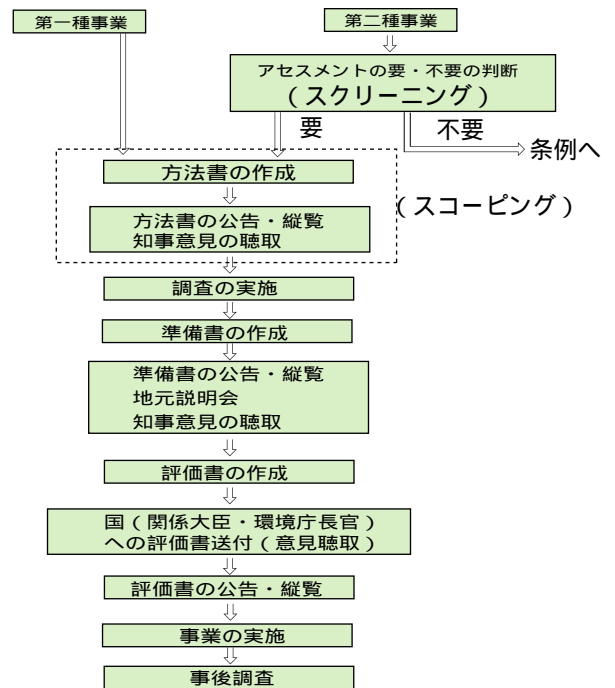
どんな事業でも環境アセスメントが必要というわけではありません。環境に及ぼす影響が大きい可能性がある事業として、対象となる事業の種類（13種類）及び規模が定められています。（次頁の表参照）

従来の閣議アセスでは、第一種事業に相当するもののみが対象となっていました。法制化に伴い、アセスメントが必要かどうかを判断する第二種事業が新たに追加されました。都市計画の事業では、道路や土地区画整理事業が対象となる可能性があります。75ha以上の土地区画整理事業を考えている市町村は十分留意して下さい。

4.環境アセスメントの手続き

法律による環境アセスメントの流れについて簡単に紹介します。

環境アセスメントの流れ



従来の閣議アセスに比べて、手続き上大きく変わった点について、少し説明をしておきます。

スクリーニングの導入

前述の通り、新しく定義された「第二種事業」については、地域の状況を勘案して、環境アセスメントが必要かどうかをまず判断します。この手続きのことをスクリーニングと呼びますが、従前よりもアセスメントの対象範囲が拡大になったと言えます。

スコوپングの導入

早い段階から地元住民等の意向を反映し、地域の個性に応じたアセスメントを行うために新たに導入された手続きです。

具体的には、まずアセスメントのやり方について記載した「方法書」を作成して、これに対し住民意見及び知事（環境部局）意見を聴き、必要に応じ方法書の修正を行った後、調査に入るものです。

環境庁長官の意見

閣議アセスでは、事業者が行ったアセスメントに対し、事業の許認可を行うもの（建設省等）がアセスメント

の結果が適切かどうかを判断していましたが、法律では環境の保全に責任を持つ環境庁も意見を述べるようになるようになりました。

5. おわりに

今回は限られたスペースの中で、ごく簡単に環境アセスメントの概要をお示ししましたが、実際に実施するととなると地元説明、関係機関との調整、現地調査等々莫大な費用と時間を要することになります。(最低でも3年程度の期間を要すると考えられます。)

アセスメントの対象となるような大規模な事業計画をお持ちの市町村にあっては、十分時間的な余裕を持って対応していただきたいと思います。

[参考]

石川県におけるアセスメント実施事例(都市計画関連)

- ・金沢外環状道路海側幹線
- ・能越自動車道(輪島~穴水、七尾~富山県境)
(都市計画係)

環境アセスメント法の対象事業一覧

事業名	第一種事業 必ずアセスメントを行う事業
1 道路	
高速自動車国道	すべて
首都高速道路など	4車線以上のもの
一般国道	4車線・10km(7.5km)以上
大規模林道	2車線・20km(15km)以上
2 河川	
ダム、堰	湛水面積100ha(75ha)以上
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha(75ha)以上
3 鉄道	
新幹線鉄道	すべて
鉄道、軌道	長さ10km(7.5km)以上
4 飛行場	滑走路長2,500m(1,875m)以上
5 発電所	
水力発電所	出力3万kw(2.25万kw)以上
火力発電所	出力15万kw(11.25万kw)以上
地熱発電所	出力1万kw(7,500kw)以上
原子力発電所	すべて
6 廃棄物最終処分場	面積30ha(25ha)以上
7 埋立、干拓	面積50ha(40ha)超
8 土地区画整理事業	面積100ha(75ha)以上
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha(75ha)以上
10 工業団地造成事業	面積100ha(75ha)以上
11 新都市基盤整備事業	面積100ha(75ha)以上
12 流通業務団地造成事業	面積100ha(75ha)以上
13 宅地の造成の事業(住宅地、工場用地も含む)	
環境事業団	面積100ha(75ha)以上
住宅・都市整備公団	面積100ha(75ha)以上
地域振興整備公団	面積100ha(75ha)以上

()は第二種事業 アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業

Q. トランジットモールとは...

A. 車中心で、歩行者が追いやられている状況と違い、自動車は入ることができず、歩行者と公共交通機関(LRT(新型路面電車)、バス等)だけの空間を「トランジットモール」と言います。

欧米の中心市街地での導入事例では、郊外のショッピングセンターに押され衰退傾向にあった都心商店街が見事に活性化しました。買い物客が増え、子供やお年寄りも街に繰り出すなど“市民の憩いの場”として、また“観光スポット”としても注目されています。自動車に押されて魅力が減少していたLRTやバスなどは、トランジットモールという楽しい空間の中で再び脚光を浴びています。

しかし、日本では関係機関などの合意形成が難しいため、まだ導入している事例はありません。しかし昨年度、浜松や奈良でバストランジットモールの交通実験が行われるなど、徐々に導入の機運が高まりつつあります。

(都市交通係)

トランジットモール風景



ドイツ：カールスルーエ

ホームページを開設しました

当センターでは、7月からホームページを開設しました。センターの概要や講習会の案内、専門家の派遣など最新の情報を掲載していますので、皆さんからの多くのアクセスをお待ちしています。

今後、掲載内容をさらに充実していきますので大いにご利用願います。

アドレス

<http://www.pref.ishikawa.jp/machicen/index.htm>



宮下事務局長による始動式（7/1）

ライブラリーニュース

新刊図書案内・環境デザイン編

環境をデザインする 環境デザイン研究会 著
よりよい環境の形成という観点から、さまざまなデザイン領域（自然、暮らし、景観など）の現状と今後の可能性を解説しています。

環境デザインの方法 仙田 満 著
環境デザインとは周りとの関係をどのようにつくっていくかという「関係のデザイン」でもあり、商業施設や歩行空間、あそび場など、すでにあるもの大切にしながらデザインしていくという計画を提案しています。

都市環境のデザイン2 長島孝一・箕原敬 著
街づくりにおけるさまざまなケーススタディを通して、都市環境のデザインをいろいろな観点から写真をふんだんに用いて検証しています。

子供のためのまちづくり啓発事業のご案内

21世紀のまちづくりを担う子供たちに早い段階から都市計画やまちづくりの意義や必要性を学習し、まちづくりを身近に体験してもらうことは大きな意味を持っています。そこで当センターでは、将来まちづくりに積極的に関わっていく人材育成のために、今年度も下記の事業を開催しますので、多くの方の参加をお待ちしています。

子どもまちづくり塾

『まちづくり読本』（小・中学生版）をテキストとしたまちづくり教室や、現場見学会を実施します。

〔開催日程：H11.9.12（長町研修館）、小中学生・先生〕

まち・再発見フォトラリー

カメラを手に小・中学校の生徒が金沢市中心部を散策し、好きなところ、嫌いなところを撮影し、それにコメントをつけて地図に張り付け、まちづくりへの具体的な提言を盛り込んだ『まち・再発見ポスター』を作成します。

〔開催日程：H11.10.23（金沢市内）、小中学生、金澤東山まちづくり協議会〕



ポスター作成状況（H10七尾市）

子どもまちづくりフォーラム

『まち・再発見ポスター』をもとに、小・中学校の生徒が市民や行政担当者に自分たちのまちの良いところ、悪いところを発表し、みんなで自分たちの住むまちについて改めて考えます。

〔開催日程：H11.12.5（金沢市文化ホール予定）、小中学生・一般市民〕

編 / 集 / 後 / 記

今回の特集は、県内8市18町を対象とした街路事業に合わせて展開されている、個性ある街並み整備をテーマに取りあげてみました。魅力と賑わいのある街づくりに向けて、行政主体のハード面の整備だけでなく、住民参加による特色ある街路整備が必要と思われます。

編集協力：石川県都市計画課

発行：(財)いしかわまちづくりセンター

TEL 076-223-9448 FAX 076-223-0161

発行日：平成11年7月